

業務再点検結果報告

部署名	生産局畜産部牛乳乳製品課
部署の業務内容	牛乳及び乳製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	施策の企画立案、実施に当たっては、消費者、生産者、事業者などとの意見交換等を通じ、国民各層の意見反映に努めるとともに、施策が生産・加工・流通・販売の各段階にわたるものについては、それぞれの段階で理解が得られるよう調整を実施するなど、行政の説明責任を果たすよう努めている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	また、これら意見交換等について、国民各層から有意義な機会であるとの評価を受けており、先方からの要望で定期的に開催しているものもある。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請等に対する対応についてルール化はされていないが、苦情、要請を受けた場合は、内容の事実関係を確認し、業務上の瑕疵である場合には直ちに改善するよう関係者に指示をしている。また、業務上の瑕疵とは言えないものの、既存の業務の中で盲点として十分な対応ができていない場合には、どのような対応が可能か検討し、改善に繋がるよう関係方面との調整を図るなど、真摯に対応している。なお、苦情、要請への対応が不誠実、不公平であるとの批判は具体的に受けていない。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	政策に反映する方法はルール化されていないが、施策の企画立案、実施に当たっては、中央及び地方において消費者、生産者、事業者などとの意見交換、事業説明会等を実施するとともに、報道等への定期的な情報提供等を実施している。これらの意見交換等については、国民各層から有意義な機会であるとの評価を受けており、先方からの要望で定期的に開催しているものもある。また、説明、意見交換の相手方について、生産者、乳業メーカー、量販店、消費者などの多様な意見が施策に反映されるよう選定に配慮するなど、公平に業務を遂行している。なお、政策目的や政策効果の説明、意見交換についての対応が不公平であるとの批判は具体的に受けていないし
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	

業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<p>当課は、所管団体の指導・監督業務を担うとともに、当課関係予算は全般的に団体等と深く関係する。</p> <p>牛乳乳製品を適正価格で安定に供給することは酪農家及び乳業の経営安定に不可欠であるが、より低価格での供給を望む消費者との利益は一致しない場合がある等といった認識に立ち、業務を行っている。</p> <p>また、このような利害の不一致が、牛乳の値上げに関して消費者の購買量が減少したり、より低価格商品へシフトするなど適切な価格転嫁を行う上での懸念材料となっているが、生産者の努力で吸収しきれないコスト増について、適切な価格転嫁が行われるよう、我が国の酪農が置かれている状況について、生産者、乳業メーカー、量販店、消費者等の中で、意見交換の実施、パンフレット等の作成等により理解醸成に努めている。</p>
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要
総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	<p>①生産者団体、乳業メーカー等に対する食の安全に関するコンプライアンスの徹底等の指導</p> <p>②生産段階における投薬記録等の徹底、規制の改変に係る関係者への情報提供</p> <p>③HACCPの取得などより高度な衛生管理の推進。食品への異物混入、不適切な表示に対する指導</p> <p>等、食の安全に関連する事項がある。</p>

食の安全業務についての点検	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後、食品安全委員会でのリスク評価を前提とした業務体制に見直し、リスク管理機関としての役割を意識した業務運営を行うとともに、どのような小さな事案でも、情報収集と情報の共有に努めるようにしている。なお、個々の具体的な業務について、問題点があった場合その都度改善しており、定期的な検証という形での見直しは行っていない。 また、食中毒事故に伴う牛乳乳製品の消費低迷や、乳製品の過剰在庫等の問題を経験しており、国民の健康を守るということを最優先させない限り、産業振興は図り得ないと認識が職員に共有されている。 さらに、 ①乳業工場におけるHACCPの取得の促進や学校給食用牛乳供給事業者の決定に当たってはHACCPに準じた一定の衛生基準を要件化するとともに、 ②関係者への予防措置の徹底等の指導の実施、 ③厚生部局との連絡調整をすることにより、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から業務を行っている。 その他、フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点から、乳業メーカーにおける残留基準違反飼料を給与した生産者の生乳の管理を関係団体等を通じて指導徹底するとともに、乳業工場におけるHACCPの取得の促進や学校給食用牛乳供給事業者の決定に当たってはHACCPに準じた一定の衛生基準を要件化している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
影響可能性の確認		食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	乳業工場の再編に関して、効率性の観点のみならず再編後の乳業工場についてはHACCPの取得を義務づけるなど、衛生面にも配慮した施設となるよう21年度から要綱等の見直しを行う。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	<p>農水省「牛乳乳製品統計」(独)農畜産業振興機構の発表しているバター・脱脂粉乳等の在庫は、依然として高水準の期末在庫を予想している。が、先月の十勝で開催された情報では、とある企業が大量の在庫を抱えていることで、市場流通がままならず、緊急輸入の結果を招いたと講演で言っている方が居る。これが事実であるとしたら、スーパーなどの陳列棚から、バターが忽然と消え、400円弱の独占的価格で販売される理由が不透明である。北海道は、順調にバター・脱粉工場へ原料生乳の出荷を行っているにも拘らず、何処に消えているのか！？飼料高騰による生乳値上げの理解は、ある程度国民の理解を得られたと理解するが、数値と現実の乖離がこれ以上続くと、生乳の再値上げを理解してもらうことは、非常に困難と考える。農水省としてはどのように考えているのか、国民に透明な説明をすべきである。まさか、(独)農畜産業振興機構も国交省の天下り機関の調査報告書のように、適当な数値を並べて、多額の予算を浪費していると疑われないように、今回の課長クラスによる検討委員会は、その動向を注視したい。</p>		<p>昨年の冷蔵バターが不足した件については、一昨年の生乳生産が猛暑等により計画生産の水準を下回って推移したこと、国際的な乳製品の需給ひっ迫・価格高騰が急激に生じ、需要の一部が国産にシフトしたこと等による。このため、生産者団体は平成20年度の計画生産を増産型に転換するとともに、乳業メーカーによるバターの増産、カレントアクセスによる輸入の前倒し、追加輸入の実施等に対応してきたところである。</p> <p>牛乳乳製品については、国内生産が基本であり、生乳の安定供給が図られるよう、各般の施策を推進していくとともに、今後の生乳生産、飲用牛乳等の他の乳製品の需要動向等を注視しつつ、適時・適切な対応をとってまいりたい。</p>